

○西中総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第155回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1、「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点（公表事項の充実）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点（公表事項の充実）について、資料1に基づいて御説明申し上げます。

第144回委員会において、改正法の円滑な施行に向けたロードマップをお示しし、第149回委員会において、政令・規則、ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について、お示しさせていただいたところです。

ロードマップにお示ししたとおり、今後、政令・規則の意見募集・公布、ガイドラインの意見募集・公表を順次行っていくこととなりますが、本議題については、政令・規則等の整備に向けた論点について方向性等を御議論いただくものでございます。

今回の公表事項の充実以外にも、政令・規則案の公表までに、政令・規則事項のうち、主要な論点について、同様に御議論いただくことを考えております。

それでは、御説明申し上げます。

1 ページ目、2 ページ目に、現行制度の概要及び課題について記載しております。この中で、制度改正大綱においては、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、事業者における個人情報の適切な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項として追加することとしております。

続いて、取扱体制や講じている措置の公表について、御説明申し上げます。4 ページ目を御覧ください。まず、その基本的な考え方を示しております。委員会が把握した漏えい事案が増加傾向にあるなど、本人の権利利益が侵害されるおそれが高まっている中、事業者における個人情報の取扱体制や講じている措置の内容についても、本人にとって重大な関心事項となっております。

しかしながら、現行法上、その取扱体制や講じている措置について把握することは困難です。たとえ利用目的が適正なものだとしても、体制整備や措置が不十分な場合は、本人が開示等の請求を行う必要がある場合も考えられます。

したがって、事業者の取扱体制や講じている措置を本人が把握できることが重要であると考えられます。

5 ページ目は、方向性について記載しております。本人にとっては自身の権利利益侵害の防止のために、どのような体制整備や措置が講じられているかを把握できればよく、その観点から、法第20条の規定により講じた安全管理措置についての情報が公表されれば、

本人の適切な関与が可能となると考えられます。

したがって、どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、法定公表事項（政令事項）として、法第20条の規定により安全管理のために講じた措置を公表させることが考えられます。

なお、安全管理措置の公表の義務付けにより、事業者における取組の充実を促すことが、副次的な効果として期待されます。

留意事項等について、6ページ目に記載しております。

取り扱われる個人情報の内容や態様等によって、事業者に求められる措置は様々でございますので、法第20条の安全管理措置規定は、具体的な内容を一律に規定してございません。同様に、その公表についても、内容を一律に規定することは望ましくないと考えられます。

他方、セキュリティ対策の具体的な技術手法のように、その内容の公表により、安全管理に支障を及ぼす場合等も考えられますので、政令の規定上、公表を求める事項から、安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては明示的に除外することが考えられます。

なお、事業者の予見可能性確保等の観点から、ガイドラインにおいて、公表事項及び支障を及ぼすおそれがあるものの例示を行うことが考えられます。その例示については、中小規模事業者にも配慮した内容を盛り込むことも考えられます。

7ページ目は、具体例を示しております。安全管理のために講じた措置の例として、内部規律の整備、組織体制の整備、不正アクセス等の防止等が挙げられます。

また、支障を及ぼすおそれがあるものの例としては、個人データが記録された機器等の廃棄方法、アクセス制御の範囲、不正アクセス防止措置の内容等が挙げられます。

安全管理のために講じた措置の例として、外的環境の把握について記載しておりますが、この点について、8ページ目で補足させていただきます。

個人情報を取り巻くリスクは、環境に応じて変化するものであり、事業者は、自らの置かれた環境を認識しリスクを把握した上で、安全管理措置や本人の予見可能性向上のための措置等を適切に講じることが求められます。

今般の法改正においては、このような変化の一つである外国における制度等の外的環境に起因するリスクに着目し、個人情報取扱事業者が、外国にある第三者への個人データの提供時に、当該外国における制度等、本人への情報提供の充実等を求めています。

このような改正の前提となる状況の変化については、事業者が個人データを第三者に越境移転する場合と同様に、事業者自らが、取得した個人データを外国で取り扱う場合においても直面するものであり、それに応じた安全管理措置を適切に講じる必要があると考えられます。

これらを踏まえ、事業者が外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の制度等を把握した上で安全管理措置を講ずべき旨を、ガイドラインで明確化することといたします。その際、安全管理措置の公表の一環として、事業者が把握した外国制度等の公表を求

めていくことも考えられます。

続いて、保有個人データの処理の方法の公表について、御説明申し上げます。

9 ページ目を御覧ください。まず、その基本的な考え方を示しております。

消費者本人にとっては、これまでの利用目的のみでは、どのように自身の個人情報が取り扱われているかを合理的に想定できなくなっている場合も考えられます。

例えば、本人が個人データの処理方法を把握できれば、そういった懸念も解消され得ますが、その公表については営業秘密の流出等を懸念する意見が寄せられています。また、分析アルゴリズムなどの処理方法を公表することが、必ずしも個人データの取扱いに対する理解の促進や不安軽減に資するとは限らないと考えられます。

消費者本人にとっては、利用目的からは想定できないような取扱いが行われる場合に、そういった取扱いが行われていることを本人が認識できるようにしておくことが重要です。

したがって、個人データの処理方法公表の義務化ではなく、利用目的の特定を通じて本人がどう取り扱われているかを認識できるようにしておくことが考えられます。

10 ページ目に、方向性について記載しております。

利用目的の特定の趣旨は、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることです。

その特定の程度については、事業内容等に照らして、個人情報が具体的にどのように取り扱われることとなるか、本人から見て一般的かつ合理的に想定できる程度に明確であることが望ましく、本人が合理的に予測・想定できないような場合は、法の趣旨に沿って利用目的を特定しているとは言えないものと考えられます。

したがって、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理が行われる場合、ガイドラインにおいて、どのような取扱いが行われているかを本人が予測できる程度に利用目的を特定することを求めることが考えられます。

具体的な例について、11 ページ目に記載しております。例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人から得た情報から、本人に関する行動、関心等の情報を分析する場合、本人がそういった分析が行われていることを把握していなければ、本人にとって想定し得ない形で取り扱われる可能性があります。

このような場合には、どのように自身の情報が取り扱われているかを本人が予測できる程度に利用目的を具体的なものとすることを求めることが考えられます。

12 ページ目に、本人から得た情報から、行動、関心等の情報を分析する場合の利用目的の例を記載しております。例えば、閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信するようなケースにおいては、取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用する旨を利用目的とすることによって、どのように自身の情報が取り扱われているかを本人が予測できるようになると考えられます。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 説明どうもありがとうございました。

データの流通、利用環境が多様化する中で、事業者に求められる説明責任の内容も変わっていくと考えます。個人データの利活用について、本人が安心できるような環境を整備する視点とともに、事業者による自己規律を高める視点からも捉える必要があるように考えます。その意味でも、今回説明いただきました公表事項の充実を求める方向性は、重要だと考えるところであります。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますか。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 説明ありがとうございます。

政令・規則等の整備に向けた論点として、公表事項を充実させる方向性についての議論ということでしたが、今回、関係者にとってイメージしやすいように具体例も添えていただきまして、分かりやすく説明いただいたと思いますけれども、事業者にとりましては、今後対応しないといけないことが増えるのは明らかでございますし、また一方で、利用者本人にとりましては納得性が必要ということで、利用者本人から見てどうあればいいのかといういろいろな立場の方々の思いが非常に複雑に絡み合っていくと思いますので、より深い議論が必要と思っております。

今回お示しいただいたのは、飽くまでこれからの議論のたたき台、出発点として、引き続き産業界や消費者、関係する各方面の御意見も伺いつつ、政令・規則やガイドライン等の具体案の策定に向けて、議論をより深めていく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。よろしいでしょうか。

今後、この論点以外に、他の主要な論点についても、同様に、具体案を見据えた方向性等について議論していくこととしたいと思います。ただいま宮井委員からお話でしたが、現時点で決定した段階ではございませんので、今後、消費者サイド、事業者サイドを含めて、様々な関係者の御意見をきちんと踏まえつつ、更に検討を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題2、「個人情報保護委員会規則の改正案等に関する意見募集（オプトアウト届出、認定個人情報保護団体の認定等及び非識別加工情報の提供に関する、書面提出や押印等の制度・慣行の見直し関係）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題2につきまして、資料2に基づき御説明申し上げます。

現状、個人情報の保護に関する法律は、オプトアウト手続により個人データを第三者提供しようとする者、認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人等のための所要の手続を規定しています。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は、非識別加工情報取扱事業者になろうとする者等のための所要の手続を規定しています。

これらの規定を受けて、個人情報の保護に関する法律施行規則、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則並びに認定個人情報保護団体の認定等に関する指針では、これら手続の具体的な方法、様式等を規定しています。

今般、規制改革実施計画等において、原則として書面提出や押印等を求められている全ての手続について、年内に見直しに向けて法令の改正等を行うとされたことに基づき、委員会の所掌する手続に係る書面提出や押印等の要否について検討を行いました結果、当該委員会規則及び認定指針につきまして、所要の改正を行うことといたしました。

改正内容につきましては、まず、個人情報保護法施行規則等の一部改正規則案において、オプトアウト届出、認定個人情報保護団体の認定等及び非識別加工情報の提供に関する手続について押印等を求めている別記様式から「印」等を削除するとともに、オプトアウト届出をオンラインで行うことを可能とするための所要の規定の整備を行うこととしています。

また、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針の一部改正案につきましても、押印を求めている別記様式から「印」を削除することとしております。

最後に、施行までの予定でございます。

本日、本案について御承認をいただきましたら、今後、約1か月間の意見募集を行い、本年12月中に施行することを予定しております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大滝委員、お願いします。

○大滝委員 説明どうもありがとうございました。

押印の廃止については、規制改革推進会議でも議論されていますし、現内閣の重要な政策の一つとしても大変注目されているのは御存じのとおりかと思えます。また、行政改革における押印の廃止や手続のオンライン化というのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う昨今の経済社会の活動様式の急激な変化を踏まえれば、喫緊かつ重要な取組だと考えています。事業者等の負担の軽減や手続の円滑化に資するという点からも、速やか

に改正手続を進める必要があると考えております。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、この改正案でパブリックコメントを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、事務局は所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題3、「個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集（独自利用事務の情報連携）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集（独自利用事務の情報連携）について、御説明をいたします。

資料3-1を御覧ください。

まず、資料中、大項目1に趣旨を記載しております。番号法は、地方公共団体の長等が個人番号を利用するために条例で定める事務のうち、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が可能な事務である同法別表第2の第2欄に掲げる、いわゆる法定事務に準じて、特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべき事務である、いわゆる条例事務の要件等を、個人情報保護委員会規則に委任しております。これを受けまして、個人情報保護委員会規則において、条例事務の要件及び条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲等を規定しております。地方公共団体は条例事務の要件を満たし、委員会に届出を行った事務について、情報連携を行うことが可能となります。

今般、条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲の拡大に係る地方公共団体からの要望に対応するため、個人情報保護委員会規則について所要の改正を行いたいと考えております。

続きまして、大項目の2を御覧ください。改正内容について記載しております。

条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲に係る規定を改正するに当たって、アとイに掲げている改正が必要となります。

まず、「ア 個人番号利用事務実施者の範囲を拡大する」について御説明いたします。

特定個人情報の範囲の拡大に合わせて、特定個人情報の提供を行う個人番号利用事務実施者の範囲を拡大する必要があります。

資料3-2の新旧対照表のとおり、個人情報保護委員会規則第2条第3項を改正いたします。

具体的には、個人番号利用事務実施者の範囲を、「法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの」としているところ、「当該法定事務又はそれ以外の法定事務のうちその事務の内容が当該条例事務の内容と類似しているものであって、次の①から③に掲げるいずれかに該当する事務（以下「法定事務等」という。）を処理するために必要な特定個人情報を提供する情

報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの」に改正を行うものです。

そして、①から③の内容は、次のとおりとなります。

①その事務において貸与又は支給の対象となる費用が、条例事務において貸与又は支給の対象となる費用と類似していること。

②その事務において貸与し、又は支給する物品が、条例事務において貸与し、又は支給する物品と類似していること。

③その事務において提供する役務が、条例事務において提供する役務と類似していること。

次に、「イ 条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲を拡大する」について御説明いたします。

資料3-2の新旧対照表のとおり、個人情報保護委員会規則第2条第4項を改正いたします。

具体的には、条例事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲を、「法定事務を処理するために必要な特定個人情報と同一又はその一部」としているところ、「法定事務等を処理するために必要な特定個人情報と同一又はその一部」に改正をいたします。

大項目3に、施行期日を記載しております。

本委員会終了後、行政手続法第39条第1項の規定に基づき、今後1か月間意見募集を行い、募集結果及びそれを踏まえた改正案を委員会にお諮りした上で、令和2年12月末に施行する予定としております。

説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 規則の改正案は、原案のとおりでよろしいと思います。

情報連携は、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する添付書類に関してマイナンバーを活用することで省略可能とし、行政の効率化と住民の利便性の向上を同時に実現する仕組みで、行政のデジタル化のメリットが端的に表れる施策であると思います。

地方公共団体の独自利用事務の情報連携は、説明にあったとおり番号法の規定により委員会規則で定める要件を満たす場合に、地方公共団体が委員会に届出を行うことにより実施することができます。

今回の委員会規則の改正は、国民の利便性や地方公共団体の効率性の向上の観点から、独自利用事務の情報連携がより一層活用されることを狙いとするもので、政府の喫緊の課題である行政のデジタル化の推進にも資する委員会の適切な対応であると思います。

今回の対応は、説明にもありましたが、地方公共団体からのニーズに応えたものですが、今後も同様に、地方公共団体のニーズを把握し、内容を吟味した上で、適切な形で独自利用事務の情報連携が更に拡大するよう、引き続き必要な対策を取っていくことが重要であ

ると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、この改正案でパブリックコメントを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局は所要の手続を進めてください。よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。

お疲れさまでした。